**平成２８年（フ）第１１３号**
北海道登別市新川町４丁目24番地６高橋理容所、前住所新潟県新潟市北区美里１丁目３番地３
債務者　菊池　　稔
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２８年（フ）第２７５号**
岩手県紫波郡紫波町高水寺字稲村１番地30
債務者　田口由紀子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２８年（フ）第３０２号**
岩手県岩手郡雫石町長山麓台久保13番地90
債務者　吉田　　剛
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２８年（フ）第６５号**
福島県喜多方市関柴町上高額字上中1215番地２　アイナ203、前住所福島県喜多方市字小田付道下7130番地１　メゾンリバーサイド102号室
債務者　神田　春佳
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２８年（フ）第７８号**
福島県会津若松市東年貢２丁目４番29号　マルセルミュールＢ201、前住所福島県福島市御山字三本松22番地の４　マリンプラザＡ205号
債務者　佐々木靖彦
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２８年（フ）第１２０号**
群馬県太田市藪塚町293番地
債務者　大石　和二
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２８年（フ）第１６０号**
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1071番地の69　ナチュラルハイツ本郷303号
債務者　福田　尚子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２８年（フ）第１０８２号**
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島12棟501号
債務者　丸山　和幸
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第７９号**
兵庫県加西市別府町乙11番地の３
債務者　常峰　准敏
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２８年（フ）第４５２号**
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目16番31号(108)、申立時の住所千葉県鎌ケ谷市南初富３丁目11番44号
債務者　赤池　利夫
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第３３５号**
岐阜市則武825番地１　（エクセル則武　201号室)、前住所岐阜市御杉町19番地
債務者　羽鳥　友美
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第１１１号**
山口県宇部市西平原２丁目４番11号メルヘン宮崎102号
債務者　吾妻　亨弘
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２８年（フ）第１１２号**
山口県宇部市東小羽山町５丁目２番４－201号
債務者　増野　京子（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２８年（フ）第１１３号**
山口県宇部市北条１丁目７番19－102号、従前の住所山口県宇部市北条１丁目７番19－203号丸山ハイツＢ
債務者　山﨑　廣明
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２８年（フ）第５０５号**
栃木県鹿沼市茂呂227番地４
債務者　五月女琴子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第７３１号**
東京都八王子市大塚193番地８ＦＩＦＴＨＦＲＯＮＴＩＥＲ403号
債務者　河村亜梨沙
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部